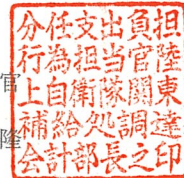


# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊関東補給処  
調達会計部長 酒井 隆



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3PQL1H000270		3PQG1AU0036 0001				EGM-Z750001N	
品名 または 件名							
作業用標準抵抗器・CSR-103の校正 ほか5件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	EA				1	7	H1
納地または工事場所				引 渡 場 所			
関東処				誘武部監視所門前			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
誘武部保管倉庫				令和5年10月31日(火)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、調達会計部契約課及びホームページに掲示（掲載）する。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず  
入札日時場所：令和5年8月7日（月）11時30分 関東補給処A 2多目的室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

- (1) 競争参加資格の年度は、令和04・05・06年度とする。
- (2) 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- (3) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (4) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (5) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (6) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- (7) 入札書の押印は省略できるものとする。

## 8 問い合わせ先

本書記載事項の問い合わせ先  
調達会計部契約課契約班 有住  
(電話029-842-1211 内線 2236)  
仕様書に関する問い合わせ先  
関東補給処誘導武器部 坊村  
(電話029-842-1211 内線 4131)

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部  
陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ  
<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadept/tyokai/honsyo/honsyo.index.html>に掲載。  
QRコードから公式サイトにアクセスできます。



## 9 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

### ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は、除く。)

## 10 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、要求番号を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、要求番号を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日)12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

## 11 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は令和5年8月22日(火)11時30分 関東補給処A2多目的室(A庁舎2階)で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、要求番号を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、要求番号を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日)12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

## 12 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 13 入札の無効

- (1) 第2項及び第9項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 14 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく陸上自衛隊補給処等用標準契約書等に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。



調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
計測器の校正	EGM-Z750001N		
	防衛大臣承認	平成 年 月 日	
	作成	平成10年 4月21日	
	変更	令和 4年 6月 6日	
	作成部隊等名	関東補給処 誘導武器部	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処において外注する計測器（以下，“対象計測器”という。）の校正（以下，“校正役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z500002及びJIS Z 8103による。

#### 1.2.1

#### 検定等

計量法に基づき、公共機関などが実施する検定、比較検査及び基準器検査をいう。

#### 1.2.2

#### 整備諸基準等

対象計測器の校正、整備などを実施する場合の基準となる整備諸基準、計器校正等基準、米軍技術資料、計測器附属技術資料及びその他技術資料をいう。

#### 1.2.3

#### 校正

恒温恒湿の場所で振動、ほこり、その他、精密測定を阻害する要素がない状態において基準器を使用し、それよりも精度の低い計測器の誤差を測定して合否を判定し、必要に応じ調整又は小修理の範囲で誤差の修正を行うことをいう。

#### 1.2.4

#### 校正役務

契約の相手方が営業所等で実施する校正の役務、処内校正役務及び巡回校正役務をいう。

#### 1.2.5

#### 処内校正役務

関東補給処の処内において実施する、対象計測器の校正の役務をいう。

#### 1.2.6

#### 巡回校正役務

全国の部隊を巡回して実施する、対象計測器の校正の役務をいう。

#### 1.2.7

#### 計器校正セット

計器校正セットとは、官側が保有する“移動型計器校正セット1型”，“移動型計器校正セット2型”及び“87式自走高射機関砲計器校正セット（移動用）”の総称をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS P 0138	紙加工仕上寸法
JIS Z 8103	計測用語
JIS Z 8703	試験場所の標準状態

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z000009	陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

c) **法令等**

電波法（昭和25年法律第131号）

計量法（平成4年法律第51号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）

1.4 **仕様書の優先順位**

仕様書の優先順位は、次の順位とする。

a) GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 **役務に関する要求**

2.1 **一般的要求事項**

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1によるほか、必要により調達要領指定書によって指定する。

2.2 **IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応**

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 **対象計測器及び数量**

対象計測器及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 **整備の種類**

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2j)に示す“校正”とする。

2.5 **整備の作業方式**

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3a)に示す“標準（又は確定）作業方式”とする。

2.6 **校正作業**

校正作業は、次による。

a) 校正作業は、表1及び表2によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

b) 校正作業に必要な校正能力は、調達要領指定書によって指定する。

c) 対象計測器が校正不能の場合は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の指示を受ける。

2.7 **校正基準**

校正基準（精度、機能及び性能等）は、整備諸基準等によるものとし、調達要領指定書で指定する。

2.8 **校正役務実施場所及び実施時期**

校正役務実施場所及び実施時期は、次によるほか、調達要領指定書によって指定する。

a) 指定場所で実施できない場合は、必要に応じ担当官の許可を得て、契約の相手方の営業所等で実施できる。

b) 対象計測器を指定場所から持ち出す場合は、受領書を作成した後、担当官に提出する。

c) 校正終了後、官側に対象計測器を返納する場合は、返品書及び材料使用明細書を作成した後、担当官に提出する。

2.9 **環境条件**

処内校正役務及び巡回校正役務における環境条件は、JIS Z 8703によるものとし、細部は調達要領指定書によって指定する。

2.10 **使用器材・機器**

使用器材及び機器は、次による。

a) 校正役務に使用する器材及び機器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

b) 校正役務において、官側保有の計器校正セットを使用する場合は、5.2に基づき、無償貸付品の手続きを行う。

2.11 **部品・副資材**

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002

の2.9による。

## 2.12 校正の表示

校正の表示は、調達要領指定書によって指定する。

## 2.13 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、GLT-CG-Z500002の2.14による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、担当官の定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 検定等

検定等が必要な計測器は、調達要領指定書によって指定する。

### 5.2 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.1による。

### 5.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。

表3-提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	工程表	a)	b)	契約後、速やかに。
2	作業員名簿			各日の作業終了後、速やかに。
3	作業記録表 (役務完了調書)			校正終了後
4	校正証明書 (校正結果報告書)			担当官の指示による。
5	試験(検査)成績書			
6	受領書			
7	無償貸付申請書			
8	返品書・材料使用明細書			

注<sup>a)b)</sup> 部数及び提出先は、調達要領指定書によって指定する。

### 5.4 添付書類

添付書類は、次による。

- 対象計測器(校正不合格の場合を含む。)1台ごとに、試験(検査)成績書又は校正成績書を1部添付するものとし、調達要領指定書によって指定する。
- 検定等を実施した対象計測器1台ごとに、GLT-CG-Z500002の5.4.1b)に示す合格証を添付する。

### 5.5 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

### 5.6 官側の施設などへの立入

官側の施設などへの立入は、GLT-CG-Z500002の6.2による。

### 5.7 輸送

輸送は、GLT-CG-Z500002の7.1による。

### 5.8 保管の責任

保管の責任は、GLT-CG-Z500002の7.2による。

### 5.9 官側の支援

官側の支援は、GLT-CG-Z500002の7.3による。

### 5.10 支援の要請

支援の要請は、GLT-CG-Z500002の7.4による。

### 5.11 技術資料

技術資料は、GLT-CG-Z500002の7.5による。

**5.12 携行工具及び附属品などの確認**

携行工具及び附属品などの確認は、GLT-CG-Z500002の7.7による。

**5.13 諸法規との関連**

諸法規との関連は、GLT-CG-Z500002の7.8による。

**5.14 知的財産権に関する注意**

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

**5.15 文書などの誤認**

文書などの誤認は、GLT-CG-Z500002の7.10による。

**5.16 仕様書に関する疑義**

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。



表1-校正作業工程表（その1）

番号	工程	作業内容
1	入場点検 <sup>a)</sup>	対象計測器の目視点検及び構成品の欠品の有無について点検する。
2	校正	a) 基準器によって誤差を測定し、対象計測器ごとに校正成績書又は試験（検査）成績書を作成する。校正基準に合致しない場合は、合致するように修正する。 b) トリマなどの可動部で固定が必要なものは、ペイントなどで固定する。 c) 修正に必要な範囲で、分解、清掃及び組立てを含む。 d) 校正基準に合致した場合は、校正証明書を作成する。 e) 対象計測器の測定量の値を修正できない場合（以下、“校正不合格”という。）は校正結果報告書を作成する。
<b>注<sup>a)</sup></b> 点検などの結果、事後の工程作業の継続が難しいと判断した場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。		

表2-校正作業工程表（その2）

番号	工程	作業内容
1	事前準備 <sup>a)</sup>	a) 計器校正セットを開設する。 b) 基準器のクロスチェック <sup>b)</sup> を行う。 c) 環境条件は、2.9による。
2	入場点検 <sup>a)</sup>	対象計測器の目視点検及び構成品の欠品の有無について点検する。
3	校正	a) 基準器によって誤差を測定し、対象計測器ごとに校正成績書又は試験（検査）成績書を作成する。校正基準に合致しない場合は、合致するように修正する。 b) トリマなどの可動部で固定が必要なものは、ペイントなどで固定する。 c) 修正に必要な範囲で、分解、清掃及び組立てを含む。 d) 校正基準に合致した場合は、校正証明書を作成する。 e) 対象計測器の測定量の値を修正できない場合（以下、“校正不合格”という。）は校正結果報告書を作成する。
4	撤収	a) 基準器のクロスチェックを行う。 b) 計器校正セットを撤収する。
<b>注<sup>a)</sup></b> 点検などの結果、事後の工程作業の継続が難しいと判断した場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。		
<b>注<sup>b)</sup></b> 計器校正セットに設置されている基準器を、相互に組み合わせて点検・計測し、基準器の動作及び精度を確認し、記録することをいう。 なお、クロスチェックは、計器校正セットに備え付けのクロスチェック実施要領に基づき実施し、同様に計器校正セットに備え付けのクロスチェック点検表に記録する。		

## 校正成績書

要求部隊等		実施補給処			
品名・型式		作業要求番号			
物品番号		作業命令番号			
器材番号		校正年月日			
製造所名		温度・湿度	℃            %		
製造年次		有効期限	年    月    日		
校正実施者	⑩				
試験科目	試験レンジ	試験点	測定値	公差	適用
使用基準器					
判定	合格 ・ 不合格	所見			

注記：用紙の規格は、JIS P 0138のA4とする。

図1—校正成績書の様式

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	3PQG1AU0036
	調達要求年月日	令和5年7月7日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和5年7月7日
品名	作業用標準抵抗器・CSR-103の校正	
仕様書番号	EGM-Z750001N	

**指定事項：**

**2.3 対象計測器及び数量**

品名	製造会社	型式	数量
作業用標準抵抗器	(株)アルファ・エレクトロニクス	CSR-103	1EA

**2.6 校正作業**

- a) 校正作業は、本仕様書に示す表1-校正作業工程表(その1)とする。
- b) 校正能力は、2.3に示す対象計測器に対する校正能力を有するものとし、人員数は社内基準とする。

**2.7 校正基準**

校正基準は、計測器付属技術資料によるものとし、試験項目を下記に示す。

試験項目	試験点(試験点数)	機器精度
抵抗値	10KΩ (1点)	±5ppm

**2.8 校正役務実施場所及び実施時期**

実施場所は契約の相手方の営業所等とする。

**2.9 環境条件**

環境条件は、JIS Z 8703に示す標準温湿度状態を標準とし、周囲温度(23±2)℃及び相対湿度(50±10%又は65±10%)とする。

**2.12 校正の表示**

校正基準に合致した計測器に校正済ラベル(票)(社内様式)を貼り付ける。

#### 5.1 検定等

検定等なし。

#### 5.3 提出書類

提出書類は、下表に示す。

書類名	部数	提出先
校正証明書 (校正結果報告書)	1	検査官
受領書	3	検査官等
納品書	4	検査官等

#### 5.4 添付書類

対象計測器に、試験 (検査) 成績書 (様式随意) を1部添付する。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	3PQG1AU0038
	調達要求年月日	令和5年7月7日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和5年7月7日
品名	標準抵抗器・SR104の校正	
仕様書番号	EGM-Z750001N	

**指定事項：**

**2.3 対象計測器及び数量**

品名	製造会社	型式	数量
標準抵抗器	(株)E. S. I	SR104	1EA

**2.6 校正作業**

- 校正作業は、本仕様書に示す**表1－校正作業工程表（その1）**とする。
- 校正能力は、**2.3**に示す対象計測器に対する校正能力を有するものとし、人員数は社内基準とする。

**2.7 校正基準**

校正基準は、計測器付属技術資料によるものとし、試験項目を下表に示す。

試験項目	試験点 (試験点数)	機器精度
抵抗値	10kΩ (1点)	初期確度 ±0.3ppm 安定度 ±0.5ppm/年

**2.8 校正役務実施場所及び実施時期**

実施場所は契約の相手方の営業所等とする。

**2.9 環境条件**

環境条件は、**JIS Z 8703**に示す標準温湿度状態を標準とし、周囲温度(23±2)℃及び相対湿度(50±10%又は65±10)%とする。

**2.12 校正の表示**

校正基準に合致した計測器に校正済ラベル(票)(社内様式)を貼り付ける。

#### 5.1 検定等

検定等なし。

#### 5.3 提出書類

提出書類は、下表に示す。

書類名	部数	提出先
校正証明書（校正結果報告書）	1	検査官
受領書	3	検査官等
納品書	4	検査官等

#### 5.4 添付書類

対象計測器に、試験（検査）成績書（様式随意）を1部添付する。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	3PQG1AU0042
	調達要求年月日	令和5年7月7日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和5年7月7日
品名	重錘型圧力計・PD63の校正他1件	
仕様書番号	EGM-Z750001N	

**指定事項：**

**2.3 対象計測器及び数量**

番号	品名	製造会社	型式	S/N	数量
1	重錘型 圧力計	(株)長野計器	PD63	60014	1ST (セット内訳：本体1台、重錘kg 1セット及びMPa1セット)
2	重錘型 圧力計	(株)長野計器	PD63	60125	1ST (セット内訳：本体1台、重錘kg 1セット及びMPa1セット)

**2.6 校正作業**

- a) 校正作業は、本仕様書に示す**表1－校正作業工程表（その1）**とする。
- b) 校正能力は、**2.3**に示す対象計測器に対する校正能力を有するものとし、人員数は社内基準とする。

**2.7 校正基準**

校正基準は、計測器附属技術資料によるものとし、試験項目は次による。

- a) 校正方法 比較校正
- b) 分解、調整及びパッキン、Oリングの交換
- c) 圧力値の校正 任意の箇所MPa各5点、kgf/cm<sup>2</sup>各5点（ただし、全ての重りを組み合わせて使用する事）
- d) 機器精度 ±0.2%

**2.8 校正役務実施場所及び実施時期**

実施場所は契約の相手方の営業所等とする。

## 2.9 環境条件

環境条件は、JIS Z 8703に示す標準温湿度状態を標準とし、周囲温度（ $23 \pm 2$ ）℃

及び相対湿度（ $50 \pm 10$ 又は $65 \pm 10$ ）%とする。

## 2.12 校正の表示

校正基準に合致した計測器に校正済ラベル（票）（社内様式）を貼り付ける。

## 5.1 検定等

検定等なし。

## 5.3 提出書類

提出書類は、下表に示す。

書類名	部数	提出先
校正証明書（校正結果報告書）	1	検査官
受領書	3	検査官等
納品書	4	検査官等

## 5.4 添付書類

対象計測器に、試験（検査）成績書（様式随意）を1部添付する。



調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	3PQG1AU0043
	調達要求年月日	令和5年7月7日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和5年7月7日
品名	直流標準電圧発生器・732Bの校正	
仕様書番号	EGM-Z750001N	

**指定事項：**

**2.3 対象計測器及び数量**

品名	製造会社	型式	数量
直流標準電圧発生器	(株)フルーク	732B	1EA

**2.6 校正作業**

- a) 校正作業は、本仕様書に示す表1-校正作業工程表(その1)とする。  
b) 校正能力は、2.3に示す対象計測器に対する校正能力を有するものとし、人員数は社内基準とする。

**2.7 校正基準**

校正基準は、計測器付属技術資料によるものとし、試験項目を下表に示す。

試験項目	試験点(試験点数)	校正の不確かさ
電圧値	10V (1点)	1ppm (95% Confidence Level)

**2.8 校正役務実施場所及び実施時期**

実施場所は契約の相手方の営業所等とする。

**2.9 環境条件**

環境条件は、JIS Z 8703に示す標準温湿度状態を標準とし、周囲温度(23±2)℃及び相対湿度(50±10%又は65±10)%とする。

## 2.12 校正の表示

校正基準に合致した計測器に校正済ラベル（票）（社内様式）を貼り付ける。

## 5.1 検定等

検定等なし。

## 5.3 提出書類

提出書類は、下表に示す。

書類名	部数	提出先
校正証明書（校正結果報告書）	1	検査官
受領書	3	検査官等
納品書	4	検査官等

## 5.4 添付書類

対象計測器 1 台ごとに、試験（検査）成績書（様式随意）を 1 部添付する。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	3PQG1AU0043
	調達要求年月日	令和5年7月7日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和5年7月7日
品名	標準抵抗器・742A-10Kの校正	
仕様書番号	EGM-Z750001N	

**指定事項：**

**2.3 対象計測器及び数量**

品名	製造会社	型式	数量
標準抵抗器	(株)フルーク	742A-10K	1EA

**2.6 校正作業**

- 校正作業は、本仕様書に示す表1-校正作業工程表(その1)とする。
- 校正能力は、2.3に示す対象計測器に対する校正能力を有するものとし、人員数は社内基準とする。

**2.7 校正基準**

校正基準は、計測器附属技術資料によるものとし、試験項目を下表に示す。

試験項目	試験点(試験点数)	校正の不確かさ
抵抗値	10KΩ (1点)	2ppm (95% Confidence Level)

**2.8 校正役務実施場所及び実施時期**

実施場所は契約の相手方の営業所等とする。

**2.9 環境条件**

環境条件は、JIS Z 8703に示す標準温湿度状態を標準とし、周囲温度(23±2)℃及び相対湿度(50±10又は65±10)%とする。

## 2.12 校正の表示

校正基準に合致した計測器に校正済ラベル（票）（社内様式）を貼り付ける。

## 5.1 検定等

検定等なし。

## 5.3 提出書類

提出書類は、下表に示す。

書類名	部数	提出先
校正証明書（校正結果報告書）	1	検査官
受領書	3	検査官等
納品書	4	検査官等

## 5.4 添付書類

対象計測器1台ごとに、試験（検査）成績書（様式随意）を1部添付する。

# 入札書

## 金額 ¥ 品目別総額

品名	規格	単位	数量	単価	金額
作業用標準抵抗器・CSR-103の校正	仕様書のとおり	EA	1		
標準抵抗器・SR104の校正	仕様書のとおり	EA	1		
重錘型圧力計・PD63の校正	仕様書のとおり	ST	1		
重錘型圧力計・PD63の校正	仕様書のとおり	ST	1		
直流標準電圧発生器・732Bの校正	仕様書のとおり	EA	1		
標準抵抗器・742A-10Kの校正	仕様書のとおり	EA	1		
	—以下余白—				
納入場所	関東補給処 誘導武器部		納期	令和5年10月31日	
入札保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年8月7日

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊関東補給処  
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

# 委任状（入札等）

陸上自衛隊 関東補給処  
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、  
を代理人と定め、下記権限を委任します。  
なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

## 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。